

2021年度  
(令和3年度)

# 事業計画

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会

## 2021年度 智頭町社会福祉協議会事業計画

### I 智頭町社会福祉協議会をとりまく情勢と活動の基本方針

2019年12月、中国湖北省武漢市で報告された新型コロナウイルス感染症は、その後、急激に世界中へと感染が拡大しました。感染拡大防止のため、世界中で都市封鎖や国家間の移動封鎖等の措置が取られ、それは現在も多くの国で続いています。

日本国内では昨年1月16日に神奈川県で最初の感染が確認された以降、国内感染者は増加し、4月には3,000人、5月には15,000人を突破しました。さらに約一年を経過した現在では累計感染者数は440,000人、累計死亡者数は8,000人にも達しています。

感染が拡大する中、昨年4月から5月、および今年1月から3月にかけて、二度にわたって国の緊急事態宣言が発令され、人の移動や人の集合ということに対して大きく「自粛」が求められることとなりました。その結果、飲食業、観光業、交通産業をはじめ、さまざまな産業において極めて厳しい経済的影響が及んでいます。

世界の主要な国で、また日本においても新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されました。しかし、ワクチン接種が安定して進み、また、安全で確実な治療法や治療薬が開発され一般化するまでにはまだまだ長い時間を要するものと思われます。

私たちは少子高齢化と人口減少が進む中、日々の暮らしを営む地域において人と人との関わりを少しでも強くし、人と人々が互いに支え合うことによって、少しでも安心して暮らせる社会の実現をめざそうとしてきました。これに反し、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大は、そうした人と人との関わりを真っ向から否定する側面を持っているようにも見えます。

さて、こうした新型コロナウイルスの感染拡大もひとつの大きな災害ととらえることができますが、近年は地球規模の気候変動による影響と考えられる自然災害が大規模に発生する傾向が強まっています。昨年は7月3日から31日までの間、列島各地で雨が降り続き九州地方を中心に大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨」や9月に九州に接近した過去最強クラスと言われた「台風10号被害」などの豪雨災害、また、最近では東日本大震災から10年を迎えようとしている2月13日に、宮城県、福島県で震度6強という非常に大きな規模の地震災害が発生しました。

この間、私たちは災害ボランティアセンターの設置運営、防災福祉マップ作りの地域への浸透などの取り組みに力を入れてきました。その取り組みを通じて防災への視点だけではなく、日常の暮らしの中で住民同志が互いに助け、支え合って暮らせる仕組みづくりがいかに重要であるか、ということ強く学ぶことができました。

新型コロナウイルス感染症という災いが、人と人との集いを否定するかのような側面を持っているとしても、その災いは、やはり人と人の助け合い・支え合いによってのみ克服することが可能になるものと思われまます。

この感染症によって、経済活動だけでなく人々の心も委縮したかのように感じられる昨今の状況だからこそ、日常の暮らしの中で私たち住民同志が互いに助け合い、支え合って暮らせる仕組みづくりを進めていく必要がある、ということ十分に認識しておかなければなりません。

この一年、智頭町社会福祉協議会は、計画に掲げた多くの事業、とりわけ住民の皆さんが集うことを前提とした取り組みの多くを中止・延期せざるを得ない事態になりました。2021年度はこれらの中止・延期した事業について、感染防止策を徹底し、さまざまに工夫を凝らし、あらためて取り組みを進めなおします。

## Ⅱ 2021年度重点課題の概要

### 1 職員の採用・教育体制の構築

智頭町社会福祉協議会は、介護サービスや障がい福祉サービスをはじめ、智頭町における福祉全般を将来にわたって安定して担っていく役割が求められています。その役割を担う職員組織を構築することが智頭町社会福祉協議会の最重要課題であると位置付け、計画的な職員採用と教育の体制を構築します。

その具体化を進めるため、引き続き総務課内の人事教育機能の強化を図り、また、若手職員を中心とした人材育成プロジェクト等による職員育成プログラムの再検討や部門ごとの適正人員計画の整備を進めます。

### 2 地域福祉活動・支え合い活動の推進

#### ①感染防止策を徹底した住民の自発的な支えあい活動

感染防止対策を徹底し、様々な工夫を行った上で実施します。

町から委託を受けている「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」の配置により、ふれあいサロンやミニデイ、あるいは「森のミニデイ」など、住民同士の自発的な支え合い・集いの場作りの活動が地域の随所に広がるよう、多様な取り組みをすすめます。引き続き防災福祉マップ作りに取り組む集落をサポートするとともに、集落の避難訓練や支え合い会議の開催等を支援します。

「ひきこもり」など生活に困難を抱える人への対応について、民生児童委員協議会や防災福祉マップづくり実施集落の方々、介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者、等と情報共有を行う場の設置を検討し、新たな支援のあり方について研究を始めます。

## ②生活困難者への相談援助機能の強化

智頭町社協が担う生活が困難な状況にある方への支援について、将来にわたって組織として責任を持って担っていけるよう、家計支援事業、日常生活自立支援事業、および成年後見事業、等の相談援助業務への対応力量の向上をはかります。そのため、相談援助業務を担える職員の育成を進め、また、日常生活自立支援における支援員の拡充に取り組みます。

智頭町社協が担う相談援助機能について、地域住民にはまだ十分には認知されていない現状にあることから、地域への一層の宣伝・周知に努めます。社協内の介護サービス・障がい福祉サービス部門との連動、民生児童委員協議会や住民組織、郵便局や金融機関、等々との連携を軸に、フットワーク良く生活が困難な状況にある方の発見に努めます。

日常生活自立支援事業や成年後見事業において、発生が起こり得る横領等の不祥事を防止する観点から、より確実な相互牽制の仕組みづくりを検討します。

## ③既存の仕組みの見直し

「福祉委員制度」や「配食活動」等の既存の仕組みを、地域の実情に合致した活動内容になるように見直しを行います。とりわけ、住民の皆さんに対して長年にわたって具体的な活動提案ができていない「福祉委員制度」については、そのあり方について本年度中に結論をまとめられるよう、地区社協会長会等での議論を進めます。また、今後の地区社協活動のあり方についても引き続き議論を進めます。

## ④災害対応機能の強化

2018年夏の豪雨災害での災害ボランティアセンター設置や各地の災害ボ

ランティアセンターへの職員派遣の経験に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止も踏まえて災害発生に備えた対応マニュアル（職員災害対応マニュアル、災害ボランティアセンター設置マニュアル）のより実践的な見直しを行います。

また、災害ボランティアセンター設置訓練や災害対応訓練に取り組むとともに、災害ボランティアセンターおよび町指定の福祉避難所（智頭心和苑）の必要備品等の備蓄を継続して行います。

### 3 介護・障がい福祉サービス事業の健全経営および運営力量の向上

4月から介護保険サービス、および障がい福祉サービスの報酬基準が改訂されます。介護保険サービスでは、令和3年9月までの新型コロナウイルス特例評価を入れてもわずか+0.7%の改訂にとどまっており、報酬改定によって事業収入が大きく減少することのないよう、人員配置の見直し等の迅速・的確な対応に努めます。また、引き続き、利用者の確保に力点を置くとともに、私たちの提供する介護・障がい福祉サービスが満足度の高いものとなるよう、いっそうの品質向上をはかります。

智頭町社会福祉協議会が担うべき新たな機能について、引き続き、調査・研究を行います。智頭町内においては、障がい福祉サービスにおける訪問系のサービスが普及していない現状があると考えられることから「居宅介護」や「行動援護」等の訪問サービスについて、地域への宣伝・広報活動を強めていきます。一方、たとえば訪問入浴サービスのように住民からのニーズが急激に減少している機能について、存続の可否を検討します。

#### ①稼働率の向上

介護・障がい福祉サービス利用者の確保に努めるとともに、智頭心和苑・智頭デイサービスセンター、障がい福祉サービスセンターの定員数に対する稼働率の向上をはかります。心和苑における空床期間の短縮、智頭デイサービスセンターにおける送迎業務の見直しを進めるとともに、智頭町社協が提供するサービスについて地域への周知活動を強めます。

## ②サービスの品質向上

介護サービスを利用される方の個別のニーズに最大限応えられるよう、また、介護度の重い方への対応力を高めるよう、サービスの品質向上をめざします。引き続きサービス計画の立案や接遇などの技術向上に重点的に取り組みます。

また、私たちが提供するサービスが、いつでも住民の皆さんに見ていただき、その品質が確認いただけるよう、各サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底した上で、施設見学の積極的な受け入れを進めます。

## ③「ぱれっと三田」の受託作業の確保等

就労継続支援事業所を利用する方の工賃アップや「働く場」としての作業の充実を図るため、受託作業の確保に努めます。また、障がい者の作業を通じて生産した菓子等の製品や農産品の販売方法、あるいは製品そのものについて、見直しを行います。

## 4 法人運営、および社会福祉法人改革等への対応

社会福祉法人に係る制度が大きく変更され、社会福祉法人指導監査要綱等に合致した法人運営が求められています。この間、これらに適切に対応できる法人運営の確立に努めてきましたが、引き続きその精度向上に努めます。

2019年10月からの消費税増税、および軽減税率の導入により、今年4月からは「総額表示」、2023年10月からは新たに「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されることが決定しています。このインボイス制度導入への対応のあり方、日常業務への影響等について調査を行います。

2021年度は、地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定年度となります。町福祉課との連携の下、地域福祉活動計画の策定を進めます。この町の暮らしのさまざまな分野を担う社会福祉協議会として、その役割を果たしていく立場から、これらの計画策定に積極的に参画します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、改めて智頭町社会福祉協議会全体の災害発生時における事業継続計画（BCP）の策定を行います。事業継続計画は各事業毎にも策定し災害発生に備えます。

来年度、2022年10月に本会の創立50周年を迎えることから、50周年を記念する取り組みについて、検討を始めます。



### Ⅲ 主な事業実施内容

- 1 社会福祉協議会の機能および基盤強化
  - (1) 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の町と連携した策定
  - (2) 事務実務の精査と庶務体制充実、およびそのための人的強化
  - (3) 地域諸団体との連携強化
  - (4) 地区社協のあり方についての検討
- 2 調査広報活動の推進
  - (1) 広報紙「志あわせ」の紙面充実、およびホームページの改訂
- 3 在宅福祉サービスの推進
  - (1) 給食サービスの今後のあり方についての検討
  - (2) ひとり暮らし老人の集い・ひまわり会、等への参加促進
  - (3) 福祉委員制度の見直し、および既存の諸活動の精査
- 4 地域福祉活動の強化
  - (1) ふれあいサロン、ミニデイサービス、森のミニデイの拡充（設置援助）
  - (2) 災害ボランティアセンター機能の推進（マニュアル改訂、設置訓練等）
  - (3) ボランティアセンター機能の運用と広報
  - (4) 新たな見守り体制の推進（「新ひまわりシステム」と年金支給日の「出前心配ごと相談」、安心キットの普及、等）
  - (5) 町防災部局や地域包括支援センター等と連動した防災福祉マップづくり支援
  - (6) 「ひきこもり」対応についての検討、及び新たな「居場所」づくりの研究
  - (7) ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）の普及

## 5 福祉教育への援助・支援

- (1) 各種実習、インターンシップ、体験授業等の積極的な受入れ
- (2) 智頭農林高校をはじめとした地元教育機関との福祉教育機会の創出

## 6 介護サービス事業の推進

- (1) 利用者の確保・稼働率の向上
- (2) 介護サービスの品質向上をはかる取り組み
  - ①教育研修体系の再構築
  - ②サービス事業所での積極的な施設見学の受け入れ
  - ③ケアプラン・サービス計画の立案力量の向上（内部研修の強化）
  - ④ベンチマーク（他社の経営手法に学ぶ）の推進（老施協など）

## 7 障がい福祉サービス事業の推進

- (1) 生活介護事業の対応力量向上（ぱれっと三田、智頭デイサービスセンター）
- (2) 障がい者の重度化や高年齢化に対応する具体的な機能の検討
- (3) 就労継続支援利用者の工賃アップ（受託事業の確保、製品販売の拡大）

## 8 援護推進活動

- (1) 権利擁護関連事業の積極的な地域への広報活動
- (2) 相談援助業務における対応力量の向上と職員育成

## 9 その他

- (1) 社会福祉制度改正に沿った法人運営実務の精度向上
- (2) 積立・資金管理等の財務強化と法人運営実務の精度向上
- (3) 消費税におけるインボイス制度導入への対応調査
- (4) 2022年、創立50周年に向けた取り組みの検討